

物品売買契約書

- 1 契約事項 物品の売買
- 2 物品の名称、規格及び数量
 - (1) 物品の名称 自走式リール巻取散水機ほか11品目 全809点
 - (2) 規 格 別紙仕様書(中央美和地区、訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)のとおり
 - (3) 数 量 別紙内訳書(中央美和地区、訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)のとおり
- 3 納入場所 別紙内訳書(中央美和地区、訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)のとおり
- 4 納入期限 別紙内訳書(中央美和地区、訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)のとおり
- 5 売買代金 令和6年(2024年) 月 日締結の物品売買契約の締結に関する契約書に記載の契約金額
- 6 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者 北海道と供給人 (以下「受注者」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者は電子署名を付与するものとする。」

(年 月 日)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には削除する。

発注者 北海道
北海道オホーツク総合振興局長 野村 博明

住 所
受注者 氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の物品を納入期限までに納入場所に納入し、発注者は、その対価である売買代金を受注者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知（第3条の通知を除く。）、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入及び検査)

第3条 受注者は、納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 物品の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(中間検査等)

第4条 発注者は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について受注者に報告を求めることができる。

2 前条第3項（前条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定は、中間検査に準用する。

(代金の支払)

第5条 発注者は、物品の引渡しを受けた後、売買代金を、発注者が受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 売買代金の支払場所は、北海道オホーツク総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(部分払)

第6条 受注者は、第3条第5項の規定により物品を分納したときは、当該分納に係る物

品の売買代金に相当する額の部分払を請求することができる。

2 前項の部分払については、前条の規定を準用する。

(履行遅滞)

第7条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、発注者が納入期限の延期を承諾したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合又は発注者の責めに帰すべきものである場合を除き、受注者は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第3条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となる時にあっては、当該合格しない物品の検査に発注者が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により第5条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。）の売買代金の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

4 発注者が、その責めに帰すべき理由により、第3条第2項の検査期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第5条第1項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その物品の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完

を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(危険負担)

第9条 第3条第2項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の引渡しの前に生じた物品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに物品の納入及び引渡しを完了しないとき又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 物品の納入及び引渡しを完了することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。
- (7) 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等の調達契約

を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第13条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第20条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴

えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第14条 第11条各号又は第12条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第11条又は第12条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第16条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第8条第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (2) 第11条又は第12条の規定により、物品の納入及び引渡し後に契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、売買代金の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条又は第12条の規定により物品の納入及び引渡し前にこの契約が解除されたとき

き。

- (2) 物品の納入及び引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合（第12条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が売買代金の10分の1に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が売買代金額の10分の1に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第3条第2項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

す。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(不正行為に伴う賠償金)

第20条 受注者は、この契約に関して、第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(契約保証金の返還)

第21条 発注者は、受注者がこの契約を履行したとき、発注者が第12条第6号若しくは第8号又は第13条の規定によりこの契約を解除したとき又は受注者が第15条の規定により契約を解除したときは、契約保証金を受注者に返還しなければならない。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者に対して違約金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、売買代金請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

仕 様 書

(1) 自走式リール巻取散水機（タービン巻取・レインガン・ブーム兼用型 長 300m 以上）
（中央美和地区）

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 圃場かんがい水量 23.3mm、散水機ノズル供給圧力 0.49Mpa の時、下記の値が確保できる性能を有すること。 ①散水有効幅 (レインガン式) 56m 以上・(ブーム式) 40m 以上 ②巻き取り速度 (レインガン式) 13.8m/hr 以上・(ブーム式) 13.8m/hr 以上 ③吐出量 300 リットル/分以上
イ 本体に装着するパイプは、長さ 300m 以上を有すること。
ウ ブームスプリンクラー散水幅は 40m 以上でやわらかな散水が可能でレインガンとの兼用型であり切替えが可能なバルブが装備されていることとし、異物が詰まった場合にも容易に除去作業が可能なこと。
エ 自走式リール巻取散水機のパイプ巻取り動力は水流フル・フロータービンと油圧巻取りの兼用型とする。
オ 散水制御はコンピューターが標準装備され、各調整等をタッチパネル操作で行い、夜にはモニターが明るく表示し使用状況を日本語で表示確認出来ること。(巻取り速度調整・巻取り自動補正・異常巻取り停止・パイプ長さ表示・散水終了時間・散水積算時間・各センサーの機能点検) 又、プレ/ポストかんがい機能を有すること。
カ 散水時に正常運転圧力を逸脱した圧力(過剰、過不足)の場合は、通水停止を行う機能を有すること。
キ 自走式リール巻取散水機の最高使用圧力は 1.0MPa 以上であること。
ク 散水終了時には、散水台車が本体へ自動的に吊上げ格納されるものとし、この時の通水停止には、停止弁をゆっくり締めウォーターハンマーによる地上配管への影響を与えない水撃防止機能があること。
ケ 散水時に圃場の傾斜地において、均一散水が保持され常に補正される機能を有すること。
コ リールドラムは溶融亜鉛メッキを施用し本体上どの方向にも自在に回転が可能で本体を固定出来るサポートレックを有し、共に油圧等による操作可能なこと。
サ リール式巻取散水機の左右どちらにでも地上配管の接続が可能なこと。
シ 台車は畦間に合わせた調整が出来ることとし、溶融亜鉛メッキ等の施用を有していること。
ス トラクターPTO (パワーテイクオフ) にて散水ホースの急速巻取りが可能なこと。
セ 本体はディーゼルエンジンを搭載し、圃場内を 4 輪で自走移動できる機能を有するものとし防蝕のため溶融亜鉛メッキを施用すること。
ソ 圃場間移動はトラクターで牽引が可能で車幅灯、方向指示器が装備されていること。
タ 自走式リール巻取散水機の夜間の移動が安全に行えるよう前照灯が装備されていること。
チ 本体にはホース等の資材が同時に運搬ができるラックを有すること。
ツ 本体駆動部は安全カバーを有すること。
テ 自走式リール巻取散水機と地上配管の接続が可能なこと。
ト 機械側面に「R6 水利施設等保全高度化事業 中央美和地区 No. 1～20」と記入する。

(2) 自走式リール巻取散水機 (タービン巻取・レインガン・ブーム兼用型 長 350m 以上)
(中央美和地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 圃場かんがい水量 23.3mm、散水機ノズル供給圧力 0.49Mpa の時、下記の値が確保できる性能を有すること。 ①散水有効幅 (レインガン式) 56m 以上・(ブーム式) 40m 以上 ②巻き取り速度 (レインガン式) 13.8m/hr 以上・(ブーム式) 13.8m/hr 以上 ③吐出量 300 リットル/分以上
イ 本体に装着するパイプは、長さ 350m 以上を有すること。
ウ ブームスプリンクラー散水幅は 40m 以上でやわらかな散水が可能でレインガンとの兼用型であり切替えが可能なバルブが装備されていることとし、異物が詰まった場合も容易に除去作業が可能なこと。
エ 自走式リール巻取散水機のパイプ巻取り動力は水流フル・フロータービンと油圧巻取りの兼用型とする。
オ 散水制御はコンピューターが標準装備され、各調整等をタッチパネル操作で行い、夜にはモニターが明るく表示し使用状況を日本語で表示確認出来ること。(巻取り速度調整・巻取り自動補正・異常巻取り停止・パイプ長さ表示・散水終了時間・散水積算時間、各センサーの機能点検) 又、プレ/ポストかんがい機能を有すること。
カ 散水時に正常運転圧力を逸脱した圧力(過剰、過不足)の場合は、通水停止を行う機能を有すること。
キ 自走式リール巻取散水機の最高使用圧力は 1.0MPa 以上とする。
ク 散水終了時には、散水台車が本体へ自動的に吊り上げ格納されるものとし、この時の通水停止には、停止弁をゆっくり閉めウォータハンマーによる地上配管への影響を与えない水撃防止機能があること。
ケ 散水時に圃場の傾斜地において、均一散水が保持され常に補正される機能を有すること。
コ リールドラムは溶融亜鉛メッキを施用し本体上どの方向にも自在に回転が可能で本体を固定出来るサポートレックを有し、共に油圧等による操作可能なこと。
サ リール式巻取散水機の左右どちらにでも地上配管の接続が可能なこと。
シ 台車は畦間に合わせた調整が出来ることとし、溶融亜鉛メッキ等の施用を有していること。
ス トラクターPTO (パワーティクオフ) にて散水ホースの急速巻取りが可能なこと。
セ 本体はディーゼルエンジンを搭載し、圃場内を 4 輪で自走移動できる機能を有するものとし防蝕のため溶融亜鉛メッキを施用すること。
ソ 圃場間移動はトラクターで牽引が可能で車幅灯、方向指示器が装備されていること。
タ 自走式リール巻取散水機の夜間の移動が安全に行えるよう前照灯が装備されていること。
チ 本体にはホース等の資材が同時に運搬ができるラックを有すること。
ツ 本体駆動部は安全カバーを有すること。
テ 自走式リール巻取散水機と地上配管の接続が可能なこと。
ト 機械側面に「R6 水利施設等保全高度化事業 中央美和地区 No.1~20」と記入する。

(3) 自走式リール巻取散水機 (タービン巻取・レインガン・ブーム兼用型 長 300m 以上)
(訓子府中央一期、訓子府中央二期)

納入予定メーカー・製品名及び型番	
ア 圃場かんがい水量 26.3mm、散水機ノズル供給圧力 0.4Mpa の時、下記の値が確保できる性能を有すること。 ① 散水有効幅 (レインガン式) 52m 以上・(ブーム式) 40m 以上 ② 巻き取り速度 (レインガン式) 13.64m/hr 以上・(ブーム式) 13.64m/hr 以上 ③ 吐出量 310 リットル/分以上	
イ 本体に装着するパイプは、長さ 300m 以上を有すること。	
ウ ブームスプリンクラー散水幅は 40m 以上でやわらかな散水が可能でレインガンとの兼用型であり切替えが可能なバルブが装備されていることとし、異物が詰まった場合も容易に除去作業が可能なこと。	
エ 自走式リール巻取散水機のパイプ巻取り動力は水流フル・フロータービンと油圧巻取りの兼用型とする。	
オ 散水制御はコンピューターが標準装備され、各調整等をタッチパネル操作で行い、夜にはモニターが明るく表示し使用状況を日本語で表示確認出来ること。(巻取り速度調整・巻取り自動補正・異常巻取り停止・パイプ長さ表示・散水終了時間・散水積算時間、各センサーの機能点検) 又、プレ/ポストかんがい機能および設定を複数保存し呼出し使用出来る機能を有すること。	
カ いたずら防止のため、コンピューターは暗証番号でロックできること。	
キ 散水時に正常運転圧力を逸脱した圧力(過剰、過不足)の場合は、通水停止を行う機能を有すること。	
ク 散水時、使用された積算流量を散水制御を行うコンピューターに表示し確認出来ること。	
ケ 散水機と制御システムの操作及びモニタリングが可能な通信システムの機能を有すること。	
コ 自走式リール巻取散水機の最高使用圧力は 1.0MPa 以上とする。	
サ 散水終了時には、散水台車が本体へ自動的に吊上げ格納されるものとし、この時の通水停止には停止弁をゆっくり締めウォーターハンマーによる地上配管及びエンジンポンプへの影響を与えない水撃防止機能があること。	
シ 散水時に圃場の傾斜地において、均一散水が保持され常に補正される機能を有すること。	
ス リールドラムは溶融亜鉛メッキを施用し本体上どの方向にも自在に回転が可能で本体を固定出来るサポートレックを有し、共に油圧等による操作可能なこと。	
セ リール式巻取散水機の左右どちらにでも地上配管の接続が可能なこと。	
ソ 台車は畦間に合わせた調整が出来ることとし、溶融亜鉛メッキ等の施用を有していること。	
タ トラクター PTO (パワーテイクオフ) にて散水ホースの急速巻取りが可能なこと。	
チ 本体はディーゼルエンジンを搭載し、圃場内を 4 輪で自走移動できる機能を有するものとし防蝕のため溶融亜鉛メッキを施用すること。又、本体 4 輪タイヤは圃場内走行が行い易いラグタイヤであること。	
ツ 圃場間移動はトラクターで牽引が可能で車幅灯、方向指示器が装備されていること。	
テ 自走式リール巻取散水機の夜間の移動が安全に行えるよう前照灯が装備されていること。	
ト 本体にはホース等の資材が同時に運搬ができるラックを有すること。	
ナ 本体駆動部は安全カバーを有すること。	

ニ	自走式リール巻取散水機と地上配管の接続が可能なこと。
ヌ	機械側面に「R 6 水利施設等保全高度化事業 訓子府中央一期地区 No. 30~33」、「R 6 水利施設等保全高度化事業 訓子府中央二期地区 No. 23~24」と記入すること。

(4) 自走式リール巻取散水機 (タービン巻取・レインガン・ブーム兼用型、長 350m 以上)
(訓子府中央一期、訓子府中央二期)

納入予定メーカー・製品名及び型番	
ア	圃場かんがい水量 26.3mm、散水機ノズル供給圧力 0.4Mpa の時、下記の値が確保できる性能を有すること。 ① 散水有効幅 (レインガン式) 52m 以上・(ブーム式) 40m 以上 ② 巻き取り速度 (レインガン式) 13.64m/hr 以上・(ブーム式) 13.64m/hr 以上 ③ 吐出力 310 リットル/分以上
イ	本体に装着するパイプは、長さ 350m 以上を有すること。
ウ	ブームスプリンクラー散水幅は 40m 以上でやわらかな散水が可能でレインガンとの兼用型であり切替えが可能なバルブが装備されていることとし、異物が詰まった場合も容易に除去作業が可能なこと。
エ	自走式リール巻取散水機のパイプ巻取り動力は水流フル・フロータービンと油圧巻取りの兼用型とする。
オ	散水制御はコンピューターが標準装備され、各調整等をタッチパネル操作で行い、夜にはモニターが明るく表示し使用状況を日本語で表示確認出来ること。(巻取り速度調整・巻取り自動補正・異常巻取り停止・パイプ長さ表示・散水終了時間・散水積算時間・各センサーの機能点検) 又、プレ/ポストかんがい機能および設定を複数保存し呼出し使用出来る機能を有すること。
カ	いたずら防止のため、コンピューターは暗証番号でロックできること。
キ	散水時に正常運転圧力を逸脱した圧力(過剰、過不足)の場合は、通水停止を行う機能を有すること。
ク	散水時、使用された積算流量を散水制御を行うコンピューターに表示し確認出来ること。
ケ	散水機と制御システムの操作及びモニタリングが可能な通信システムの機能を有すること。
コ	自走式リール巻取散水機の最高使用圧力は 1.0MPa 以上とする。
サ	散水終了時には、散水台車が本体へ自動的に吊上げ格納されるものとし、この時の通水停止には、停止弁をゆっくり締めウォーターハンマーによる地上配管及びエンジンポンプへの影響を与えない水撃防止機能があること。
シ	散水時に圃場の傾斜地において、均一散水が保持され常に補正される機能を有すること。
ス	リールドラムは溶融亜鉛メッキを施用し本体上どの方向にも自在に回転が可能で本体を固定出来るサポートレックを有し、共に油圧等による操作可能なこと。
セ	リール式巻取散水機の左右どちらにでも地上配管の接続が可能なこと。
ソ	台車は畦間に合わせた調整が出来ることとし、溶融亜鉛メッキ等の施用を有していること。
タ	トラクター PTO (パワーテイクオフ) にて散水ホースの急速巻取りが可能なこと。
チ	本体はディーゼルエンジンを搭載し、圃場内を 4 輪で自走移動できる機能を有するものとし防蝕のため溶融亜鉛メッキを施用すること。又、本体 4 輪タイヤは圃場内走行が行い易いラグタイヤであること。
ツ	圃場間移動はトラクターで牽引が可能で車幅灯、方向指示器が装備されていること。

テ	自走式リール巻取散水機の夜間の移動が安全に行えるよう前照灯が装備されていること。
ト	本体にはホース等の資材が同時に運搬できるラックを有すること。
ナ	本体駆動部は安全カバーを有すること。
ニ	自走式リール巻取散水機と地上配管の接続が可能なこと。
ヌ	機械側面に「R 6 水利施設等保全高度化事業 訓子府中央一期地区 No. 34～35」、「R 6 水利施設等保全高度化事業 訓子府中央二期地区 No. 25～26」と記入すること。

(5) 牽引式リール巻取散水機 (タービン巻取・レインガン・ブーム兼用型 長 450m 以上)
(訓子府中央一期地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番	
ア	圃場かんがい水量 26.3mm、散水機ノズル供給圧力 0.4Mpa の時、下記の値が確保できる性能を有すること。 ① 散水有効幅 (レインガン式) 52m 以上・(ブーム式) 40m 以上 ② 巻き取り速度 (レインガン式) 13.64m/hr 以上・(ブーム式) 13.64m/hr 以上 ③ 吐出量 310 リットル/分以上
イ	本体に装着するパイプは、長さ 450m 以上を有すること。
ウ	ブームスプリンクラー散水幅は 40m 以上でやわらかな散水が可能でレインガンとの兼用型であり切替えが可能なバルブが装備されていることとし、異物が詰まった場合も容易に除去作業が可能なこと。
エ	リール巻取散水機のパイプ巻取り動力は水流フル・フロータービンとする。
オ	散水制御はコンピューターが標準装備され、各調整等をタッチパネル操作で行い、夜にはモニターが明るく表示し使用状況を日本語で表示確認出来ること。(巻取り速度調整・巻取り自動補正・異常巻取り停止・パイプ長さ表示・散水終了時間・散水積算時間、各センサーの機能点検) 又、プレ/ポストかんがい機能および設定を複数保存し呼出し使用出来る機能を有すること。
カ	いたずら防止のため、コンピューターは暗証番号でロックできること。
キ	散水時に正常運転圧力を逸脱した圧力(過剰、過不足)の場合は、通水停止を行う機能を有すること。
ク	散水時、使用された積載流量を散水制御を行うコンピューターに表示し確認出来ること。
ケ	散水機と制御システムの操作及びモニタリングが可能な通信システムの機能を有すること。
コ	牽引式リール巻取散水機の最高使用圧力は 1.0MPa 以上とする。
サ	散水終了時には、散水台車が本体へ自動的に吊上げ格納されるものとし、この時の通水停止には、停止弁をゆっくり締めウォーターハンマーによる地上配管及びエンジンポンプへの影響を与えない水撃防止機能があること。
シ	散水時に圃場の傾斜地において、均一散水が保持され常に補正される機能を有すること。
ス	リールドラムは溶融亜鉛メッキを施用し本体上どの方向にも自在に回転が可能で本体を固定出来るサポートレックを有すること。
セ	リール式巻取散水機の左右どちらにでも地上配管の接続が可能なこと。
ソ	台車は畦間に合わせた調整が出来ることとし、溶融亜鉛メッキ等の施用を有していること。
タ	トラクター PTO (パワーテイクオフ) にて散水ホースの急速巻取りが可能なこと。

チ	リール巻取散水機とトラクターを切り離した際は本体にスタンドが装備されトラクター外部油圧で操作が可能なこと。
ツ	リール巻取散水機移動の重量軽減のため、PTO駆動の水抜きコンプレッサーを有すること。
テ	圃場間移動はトラクターで牽引が可能で車幅灯、方向指示器が装備されていること。
ト	本体にはホース等の資材が同時に運搬ができるラックを有すること。
ナ	本体駆動部には安全カバーを有すること。
ニ	リール巻取散水機と地上配管の接続が可能なこと。
ヌ	機械側面に「R6 水利施設等保全高度化事業 訓子府中央一期地区 No.36」と記入する。

**(6) 高張力鋼管 (溶融亜鉛メッキ仕上 径 75mm 以上 長 6m・3m・2m・1m 以上)
(訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)**

	納入予定メーカー・製品名及び型番
ア	地上配管の口径 75mm 以上で、1 本当り 6m・3m・2m・1m 以上の長さを有すること。
イ	最高使用圧 0.9MPa に耐えられること。
ウ	加圧時変化が少なく、農薬の付着に対しても腐食のない材質であること。
エ	雄・雌のジョイントが付き地上配管に接続が可能なこと。
オ	接続屈折角度が多少あっても接続可能なこと。
カ	材質は高張力鋼製で、鋼管の仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上とする。

**(7) ハイドラントティール (高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径 75mm 以上)
(訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)**

	納入予定メーカー・製品名及び型番
ア	地上配管の口径 75mm 以上に接続が可能なこと。
イ	最高使用圧 0.9MPa に耐えられること。
ウ	加圧時変化が少なく、農薬の付着に対しても腐食のない材質であること。
エ	雄・雌のジョイントが付き地上配管に接続が可能なこと。
オ	接続屈折角度が多少あっても接続可能なこと。
カ	地上配管部中間から通水が取り出せることができること。
キ	材質は高張力鋼製で、鋼管の仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上とする。

(8) ハイドラントオープナー (高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径 75mm 以上)
(訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 最高使用圧 0.9MPa に耐えられること。
イ 加圧時変化が少なく、農薬の付着に対しても腐食のない材質であること。
ウ ハイドラントティーに接続が可能で、かつ通水の取出し・停止が出来ること。
エ 材質は高張力鋼製で、鋼管の仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上とする。

(9) エンドキャップ (高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径 75mm 以上)
(訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 地上配管の口径 75mm 以上に接続が可能なこと。
イ 最高使用圧 0.9MPa に耐えられること。
ウ 加圧時変化が少なく、農薬の付着に対しても腐食のない材質であること。
エ 雌のジョイントが付き地上配管に接続が可能なこと。
オ 接続屈折角度が多少あっても接続可能なこと。
カ 地上配管最終部にて通水停止が可能なこと。
キ 材質は高張力鋼製で、鋼管の仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上とする。

(10) ベンド (高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径 75mm 以上 90°)
(訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 地上配管の口径 75mm 以上に接続が可能なこと。
イ 最高使用圧 0.9MPa に耐えられること。
ウ 加圧時変化が少なく農薬の付着に対しても腐食のない材質であること。
エ 雄・雌のジョイントが付き地上配管に接続が可能なこと。
オ 接続屈折角度が多少あっても接続可能なこと。
カ 送水時 90° 方向に換えられること。
キ 材質は高張力鋼製で、鋼管の仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上とする。

(11) インレットティール（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径 75mm 以上）
（訓子府中央一期地区）

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 最高使用圧は 0.9MPa に耐えられること。
イ 農薬の付着に対して腐食しない材質であること。
ウ 地上配管中央部にて 2 方向に分岐させる T 字管（チーズ）形状とする。
エ 高張力鋼管径 75 mm に接続が可能なジョイントとし、流入側は雌形状、両端部（流出側）は雄形状が付いていること。
オ 最大接続屈折角度が 30° 以上であること。
カ 管体部の材質は、高張力鋼管製で鋼管の仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

(12) 変換継手（異径町野継手 φ75 メス×φ65 メス 砲金製）
（訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区）

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 最高使用圧 1.0MPa に耐えられること。
イ 加圧時に変化が少なく、農薬の付着に対しても腐食のない材質であること。
ウ 伸縮回転取水栓（φ75mm）と高圧ホース（φ65）との接続が可能なこと。

(13) 高圧送水ホース（合成ゴム製 耐圧 1.6MPa 以上 町野接続金具付 径 75mm 長 20m）
（中央美和地区）

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 呼び口径 75mm で、1 本当たり 20m 以上の長さを有すること。
イ 最高使用圧力 1.6MPa 以上の内水圧に耐えられること。
ウ ホース内外面の材質は、耐摩耗性の高い合成ゴム製とする。
エ 1 本に雄・雌のジョイントが付き地上配管に接続が可能なこと。

(14) 高圧送水ホース（合成ゴム製 耐圧 1.6MPa 以上 町野接続金具付 径 75mm 長 10m）
（中央美和地区）

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 呼び口径 75mm で、1 本当たり 10m 以上の長さを有すること。
イ 最高使用圧力 1.6MPa 以上の内水圧に耐えられること。
ウ ホース内外面の材質は、耐摩耗性の高い合成ゴム製とする。
エ 1 本に雄・雌のジョイントが付き地上配管に接続が可能なこと。

(15) 高圧送水ホース (合成ゴム製 耐圧 1.6MPa 以上 町野接続金具付 径 75mm 長 5m)
(中央美和地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 呼び口径 75mm で、1 本当たり 5m 以上の長さを有すること。
イ 最高使用圧力 1.6MPa 以上の内水圧に耐えられること。
ウ ホース内外面の材質は、耐摩耗性の高い合成ゴム製とする。
エ 1 本に雄・雌のジョイントが付き地上配管に接続が可能なこと。

(16) 高圧送水ホース (合成ゴム製 耐圧 1.6MPa 以上 径 65mm 長 5m 町野 65 オスメス)
(訓子府中央一期地区・訓子府中央二期地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 呼び口径 65mm で、1 本当たり 5m 以上の長さを有すること。
イ 最高使用圧力 1.6MPa 以上の内水圧に耐えられること。
ウ ホース内外面の材質は、耐摩耗性の高い合成ゴム製とする。

(17) 町野付ボールレバー (高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 町野 75mm メス×オス 75 以上)
(訓子府中央一期地区、訓子府中央二期地区)

納入予定メーカー・製品名及び型番
ア 最高使用圧 1.0MPa に耐えられること。
イ 加圧時に変化が少なく、農薬の付着に対しても腐食のない材質であること。
ウ 伸縮回転取水栓 (φ75mm) と地上配管との接続が可能なこと。
エ 材質は高張力鋼製で、鋼管の仕上げは溶融亜鉛メッキ仕上とする。

内訳書（中央美和地区）

資 材 名 称	規 格	数 量	単 位	納 入 期 限	納 入 場 所
自走式リール巻取散水機	タービンを巻取りレインガソープ兼用型 長300m以上	12	台	令和7年3月14日	美幌町字昭野150-6
自走式リール巻取散水機	タービンを巻取りレインガソープ兼用型 長350m以上	8	台		
高圧送水ホース	合成ゴム製 耐圧1.6MPa以上 町野接続金具付 径75mm 長20m	86	本		
高圧送水ホース	合成ゴム製 耐圧1.6MPa以上 町野接続金具付 径75mm 長10m	30	本		
高圧送水ホース	合成ゴム製 耐圧1.6MPa以上 町野接続金具付 径75mm 長5m	20	本		
合 計		156			

内訳書(訓子府中央一期地区)

資 材 名 称	規 格	数 量	単 位	納 入 期 限	納 入 場 所
自走式-#巻取散水機	#ビツ巻取り レイガソフ-A兼用型 長300m以上	4	台	令和7年3月14日	訓子府町役場 常設部訓子府町東町399
自走式-#巻取散水機	#ビツ巻取り レイガソフ-A兼用型 長350m以上	2	台		
牽引式-#巻取散水機	#ビツ巻取り レイガソフ-A兼用型 長450m以上	1	台		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 6m	311	本		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 3m	9	本		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 2m	27	本		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 1m	8	本		
バンドラフター	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上	35	個		
バンドラフトプラー	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上	10	個		
エンドキャップ	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上	11	個		
バンド	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 90°	9	個		
バンドラフター	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上	1	個		
変換継手	異径町野継手φ75×ス×φ65×ス 砲金製	1	個		
高圧送水ホース	合成ゴム製 耐圧1.6MPa以上 径65mm 長5m 町野65 オス×ス	1	本		
町野付ホース継手	高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 町野75mm×ス×オス75以上	1	個		
	合 計	431			

内訳書（訓子府中央二期地区）

資材名称	規格	数量	単位	納入期限	納入場所
自走式リール巻取散水機	リール巻取り リイガソフール兼用型 長300m以上	2	台	令和9年3月14日	訓子府町役場 常呂郡訓子府町東町399
自走式リール巻取散水機	リール巻取り リイガソフール兼用型 長350m以上	2	台		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 6m	131	本		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 3m	21	本		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 2m	22	本		
高張力鋼管	溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 1m	5	本		
ハンドラフティー	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上	16	個		
ハンドラフオープン	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上	6	個		
エンドキャップ	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上	6	個		
ハンド	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 径75mm以上 90°	4	個		
交換継手	異径町野継手φ75mm×φ65mm ステンレス製	3	個		
高圧送水ホース	合成ゴム製 耐圧1.6MPa以上 径65mm 長5m 町野65 オススメ	2	本		
町野付ホース継手	高張力鋼製 溶融亜鉛めっき仕上 町野75mm×スオス75以上	2	個		
合 計		222			